

令和 7 年度複製物作成計画

令和 7 年 4 月 25 日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成 24 年 3 月 29 日館長決定）等に基づき、令和 7 年度に独立行政法人国立公文書館が作成する複製物の対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

令和 7 年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、原本を利用に供することにより当該原本の破損又は汚損を生ずるおそれ等を勘案し、下表のとおりとする。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
内閣文庫	和書	押小路家、司法省、内務省等旧蔵資料、多聞櫓文書
	漢籍	昌平坂学問所、高野山积迦文院、豊後佐伯藩主毛利高標献上本等旧蔵資料
行政文書	御署名原本	平成 7 年度作成の法律や政令等の公布原本である御署名原本 令和 7 年度受入分（令和 6 年度保存期間満了分）
	その他	財務省、旧厚生省、旧文部省、旧運輸省等から移管された文書